

## ロシアにおける意匠出願制度概要



黒瀬 IP マネジメント

黒瀬雅志 (Masashi Kurose)  
黒瀬 IP マネジメント代表、弁理士

一橋大学大学院(法学研究科ビジネスロー専攻)非常勤講師。中国、ASEAN、ロシアなど新興国における知的財産紛争に関し、日本企業への法的アドバイスを行っている。ロシアに関しては、「ロシア知的財産制度と実務」(編著:産業調査会)、「ロシアにおける知財リスク」(知財研フォーラム)などの著書がある。

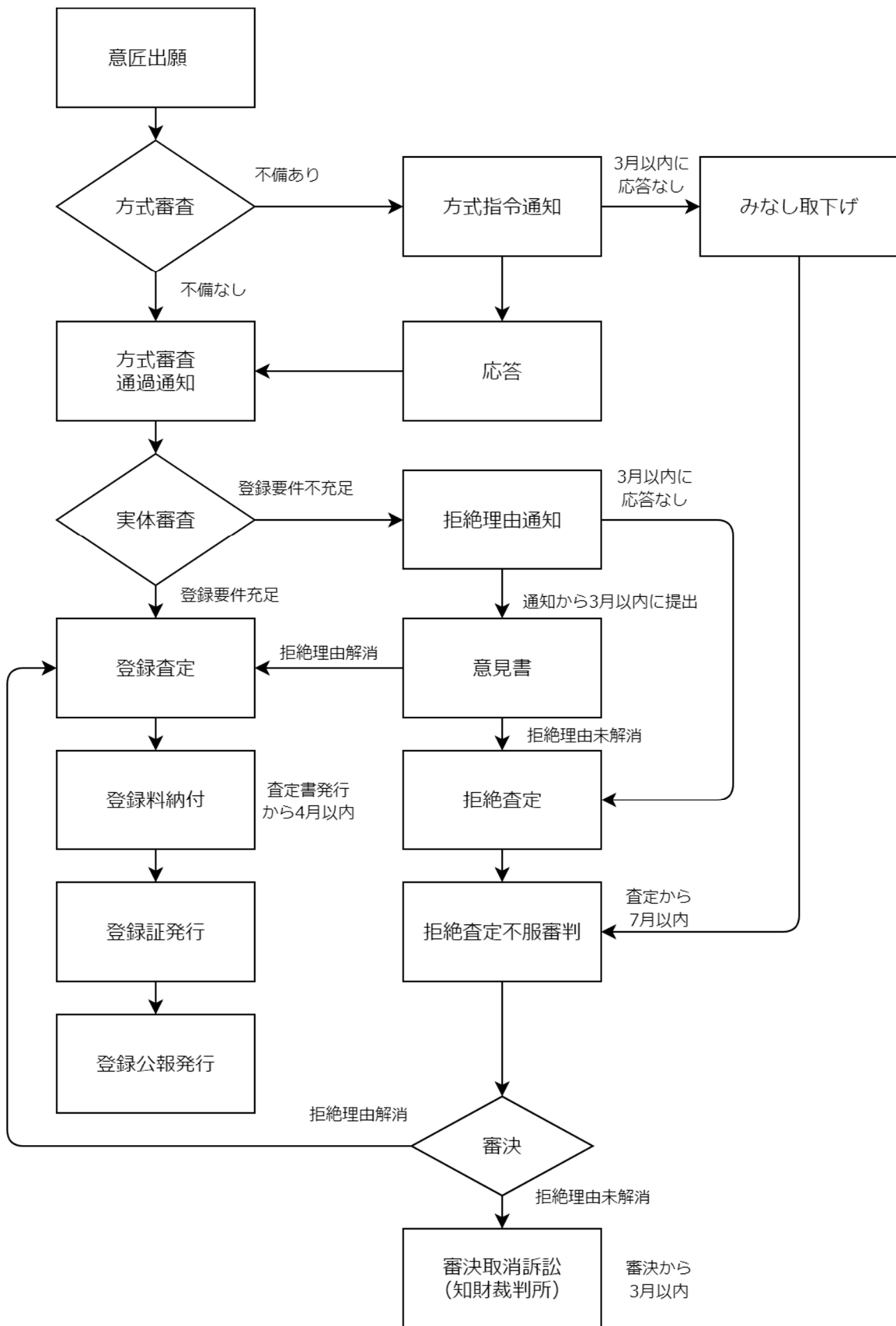
ロシアにおける意匠出願の手続は、次ページのフローチャートで示したように、1) 出願、2) 方式審査、3) 実体審査、4) 登録の順で行われる。

### (1) 出願

- ・意匠出願においては、願書と共に図面、意匠の説明書をロシア特許庁(ロスパテント)に提出する。
- ・図面としては、線画の他に写真、CG画像などを用いることができる。
- ・意匠の説明書は、外国語(日本語)で作成したものも受理されるが、その後ロシア語の翻訳文を提出する必要がある(民法1374条2項)。2014年10月1日の改正法発効以前の出願では、保護を求める意匠の本質的特徴を記載したクレームの提出が必要であったが、改正により提出は不要となった。
- ・部分意匠制度はないが、意匠の本質的特徴から除外したい部分は点線で示すことにより保護範囲を広げることができる。

### (2) 方式審査

- ・方式審査においては、書誌的事項の審査の他に、意匠の単一性要件の審査が行われる。1出願に複数の意匠を記載することができるが、意匠出願は、1件の意匠または単一の創作的概念を形成するように密接に関連付けられた一群の意匠に関連するものでなければならない(民法1377条1項)。



ロシア意匠出願フローチャート

### (3) 実体審査

- ・方式審査を通過した意匠出願は、実体審査が行われる（民法 1391 条 1 項）。
- ・実体審査においては、新規性、独創性の審査が行われる。新規性は国際公知であるか否かが判断基準となる（民法 1352 条 3 項）。また、意匠出願日（優先日）以前にロシアで出願された発明特許出願、実用新案出願、意匠出願及び商標出願も、先行意匠の検索の対象となる（民法 1352 条 4 項）。
- ・新規性猶予期間は、公知となった日から 12 か月以内である（民法 1352 条 4 項）。

#### (a) 意匠特許付与の査定

- ・審査で拒絶理由が発見されなかった場合には、意匠特許付与の査定がなされ、意匠特許付与査定書が送付される（民法 1391 条 2 項）。

#### (b) 拒絶査定

- ・意匠登録要件を満たさないと判断された場合には、審査官から拒絶理由通知が送付される。これに対して出願人は通知を受けた日から 3 か月以内に、意見書を提出して対応することができる。意見書の提出によっても拒絶理由が解消しない場合には、意匠出願に対して拒絶査定がなされる（民法 1391 条 2 項）。
- ・意匠出願は、意匠特許付与の査定日または拒絶査定日までは、発明特許出願、実用新案出願に出願変更することができる（民法 1379 条 2 項）。

### (4) 登録

- ・意匠特許付与査定書の発行日から 4 か月以内に登録料を納付することにより、意匠特許権の登録がなされる（民法 1393 条 1 項、2 項）。また、意匠特許登録証が交付されると共に、意匠特許公報に掲載される（民法 1393 条 5 項）。
- ・意匠特許権の存続期間は、出願日から 5 年であり、その後 5 年ごと、4 回延長することができるが、最長 25 年である（民法 1363 条 3 項）。

## (5) 拒絶査定を受けた場合の対応

### (a) 拒絶査定不服審判の請求

・拒絶査定に対しては、拒絶査定の日から7か月以内に、ロシア特許庁内に設けられた特許紛争評議会に対して不服申立てをすることができる（民法1387条3項、1391条3項）。

### (b) 審決取消訴訟の提起

・特許紛争評議会の決定（審決）に不服がある場合には、審決の受領日から3か月以内に知的財産裁判所に審決取消訴訟を提起することができる。知的財産裁判所の判決に不服がある場合には、破棄審裁判所さらに連邦最高裁判所に上告して争うことができる。

ソース：

ロシア民法典第4部

特許行政規則

JETRO 模倣対策マニュアル・ロシア編（2016年3月）

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）